

優良従業員表彰要綱

この要綱は、長浜商工会議所会員事業所に勤務する従業員の質的向上を図るため、特に他の従業員の模範と認められる者を表彰し、もって従業員の労働意欲の高揚を図るとともに管内商工業者の振興発展に寄与することを目的とする。

1. 当所会員事業所（他市町に本・支店・営業所・出張所等複数事業所がある場合、当所に登録されている事業所）に勤務する従業員で、永年勤務に精励し、優秀にして他の規範となる者であること。ただし、家族従業員（法人にあっては登記簿謄本に記載されている役員）を除く。
2. ①永年勤続表彰「長浜市長・長浜商工会議所会頭表彰」・・・
勤続年数が10年以上の者
②特別表彰「日本商工会議所会頭・長浜商工会議所会頭表彰」・・・
勤続年数が30年以上の者
ただし、特別表彰にあっては、過去に永年勤続表彰を受けていても表彰の対象となる。
勤続年数計算方法については、次の方法により勤続年数を算出するものとする。
①事業所整理、統合等による合併前の勤続年数は通算することができる。
②勤続年数は毎年10月1日現在を基準日として計算するものとする。
3. 推薦対象者は、事業所代表者、店主、組合代表者、各単会商店街会長名で推薦すること。
4. 被表彰者は、推薦された者の中から長浜商工会議所優良従業員表彰審査委員会の審査を経て決定する。
※ 表彰審査委員会の委員は、会頭が任命する。
5. 事業所等より推薦できる者の数は、事業所の従業員数に応じて裏面（※1）のとおりとする。
6. 表彰は表彰状及び記念品を贈呈し、毎年1回これを行う。
（毎年10月中～11月下旬とする。）
7. 被表彰者の情報は、長浜商工会議所備え付けの優良従業員表彰名簿に記載し永久に保存する。

8. 表彰に要する経費として、一部負担を該当事業所から拠出いただき、記念品の一部に充当する。

負担額は「永年勤続表彰」3,000円 「特別表彰」5,000円とする。

〔 ※表彰審査委員会にて表彰が決定したら、その旨を文書にて連絡する。
文書到着後、現金持参もしくは指定口座に振り込むこととする。 〕

9. 推薦書は、必ず郵送もしくは直接長浜商工会議所に提出するものとし、それ以外での受付はしない。

10. 表彰審査委員会にて被表彰者が決定したら、表彰式・被表彰者を地元新聞社等に発表する。

発表に際して、個人情報の発表を差し控えることを望む場合は推薦書下欄にその旨を示すこと。

11. 表彰式実施についての具体的要綱等必要な事項については、会頭の決裁によるものとする。

附則 この要綱は平成30年4月1日から実施する。

【 ※1 】

事業所等より推薦できる者 (大枠)

	永年勤続表彰	特別表彰
個人事業所	1	1
法人事業所		
30人未満	1	1
100人未満	2	2
300人未満	3	3
500人未満	4	4
2000人未満	5	5